

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	農林部 農山村振興課	村木 満宏
施策名	2 地域の活力と魅力にあふれる農山漁村づくり	事業群関係課(室)	漁政課、林政課	
事業群名	① 農山漁村集落に人を呼び込む仕組みづくり	令和3年度事業費(千円)	4,048,708	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)				(取組項目)						
<p>農山漁村の魅力や生活関連情報の発信、農地付住居の情報提供などにより半農半X等多様な住民の移住・定住を促進するとともに、ボランティア等都市住民との協働による地域資源の保全活動により、関係人口の拡大を図ります。</p> <p>また、鳥獣被害対策、漁場の生産力向上などの取組により、暮らしやすい農山漁村の環境整備や集落機能の向上を図ります。</p>				<p>i) 本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大 ii) 農山漁村地域への移住・定住対策の推進 iii) 農山漁村の持つ多面的機能の維持 iv) 農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり</p>						
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	<p>(進捗状況の分析)</p> <p>【資源保全活動^{※1}取組面積】 <中山間直払^{※2}> 中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の継続や耕作放棄地の発生防止など、集落の維持に大きく寄与している。取組面積を維持するため、集落協定の合併を推進し、R3は3集落協定が既存の集落協定と合併した。</p> <p><多面的機能支払^{※3}> 農地まわりの草刈りや水路の清掃活動などによって、降雨時などにおける水田の貯留効果による洪水防止、自然環境の保全など農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮に寄与している。取組面積・組織数が減少する中、新規取組が2集落(うち1集落は既存広域組織へ編入)となり、既存組織においても取組面積の拡大により、資源保全活動取組面積維持につながった。</p> <p>広域組織数 R2 12組織 →R3 12組織 広域取組面積 R2 6,103ha →R3 6,199ha(96ha増) <取組面積>R元:25,318ha,R2:24,813ha,R3:24,877ha 取組面積はR2から増加したものの、集落の人口減少と高齢化による担い手不足のため、目標達成は出来なかった。</p> <p>※1 農地まわりの草刈りや水路の清掃、農業生産活動などを行うことで、農地や集落の維持を図る「地域の共同活動」のこと ※2 急傾斜地等で農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する農林水産省の制度 ※3 農地・水路・農道の維持事業等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する農林水産省の制度</p> <p>【地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数】 漁業就業者の減少や高齢化が進んでいるが、漁村地域における種苗放流や漁場の管理改善等のほか、地域資源の高付加価値化など、漁業生産・加工・流通・交流等に関する取組活動に対し支援を行うことにより、令和3年度においても漁業地区の維持につながっている。この取組により、地域の活性化や新規就業者の確保・定着もみられることから、引き続き市町等関係機関と連携し、取組活動を支援していく。</p> <p><R3取組状況> ・漁場の生産力の向上に関する取組(種苗放流等) 235件 ・漁業の再生に関する実践的な取組(高付加価値化等) 125件</p>
	資源保全活動取組面積		目標値①	27,714ha	28,123ha	28,532ha	28,941ha	29,350ha	29,350ha (R7)	
			実績値②	24,877ha					進捗状況	
			達成率②/①	89%					遅れ	
	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	
	地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区数		目標値①	80地区	80地区	80地区	80地区	80地区	80地区 (R7)	
		実績値②	80地区 (R2)					進捗状況		
		達成率②/①	100%					順調		

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和3年度事業の実施状況 (令和4年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和3年度事業の成果等
				R2実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R2目標	R2実績	達成率	
				R3実績					R3目標	R3実績		
				R4計画					R4目標	R4実績		
事業実施の根拠法令等				事業対象								
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)									
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	ながさき森林環境保全事業(県民参加の森林づくり)	16,505	0	21,672	市町が実施する公共施設の木造・木質化、地域林・里山林整備、森林のめぐみの普及・啓発に対する取組や、森林ボランティア団体が実施する植樹や森林教育等の取組を支援することで、森林に対する意識の醸成を図った。	【活動指標】 R2.3:市町等への説明会(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・新型コロナウイルスの影響によるイベント自粛等に伴い、市町提案件数の目標を達成することができなかったが、事業実施できる範囲で、森林に対する意識向上を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・17市町で市町や森林ボランティア団体が行う森林づくり活動の支援に取り組みられた結果、森林に対する意識の醸成が図られ、農山村集落における県民との協働の推進に寄与した。
				17,390	0	21,578		R4-:フォレストマスター制度の説明会実施回数(回)	2			
				49,450	0	21,276		【成果指標】 R2.3:市町提案件数(件)	21	12	57%	
			ながさき森林環境基金条例			21		17	80%			
			H19-R8									
	林政課	—	—	—	R4-:フォレストマスターを活用した森林活動や森林環境教育等の実施件数(件)	4						
	2	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業	5,162	0	3,912	県がボランティア支援センター(NPO法人)に委託して、社会貢献に前向きな企業等を募集し、農業用水路やため池等の維持管理が困難となっている集落とマッチングを行うことにより、農山村集落の住民との協働による保全活動を実施した。	【活動指標】	24	24	100%		
			7,977	0	3,895		ボランティア活動を推進した企業数(社)	6	6	100%		
			9,801	0	3,841		6					
		中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領			【成果指標】		2	2	100%			
R2-6				11	6		54%					
農山村振興課	—	—	—	ボランティアとの集落環境保全活動に取り組む集落数(集落)	11							
取組項目 ii	3	農山村地域力向上支援事業(移住・定住)	1,517	11	7,824	農山村集落にモデル集落を設定し、座談会等を通じ、集落住民を主体とした受入態勢の整備や、農泊を活用したお試し移住体験を支援した。また、移住者向け集落情報「集落移住支援シート」や県内農山村の魅力伝える動画を作成し、ホームページ等で情報発信を行った。	【活動指標】	25	16	64%	●事業の成果 ・移住者向けの集落情報「集落移住支援シート」を作成して情報発信を行い、移住者の呼び込みを行ったほか、「お試し移住体験」を実施した結果、モデル集落への移住者は129名となった。	
			4,204	4	7,790		集落移住支援シート(集落情報)の作成(集落数)	50	33	66%		
			11,328	700	7,681		70					
					【成果指標】		50	18	36%			
		R2-4			100		129	129%				
農山村振興課	—	—	—	農山村地域への移住者数(人)	140							
取組項目 iii	○	4	離島漁業再生支援費	937,060	263,699	11,736	次の取組を行う漁業集落に対し、市町を通じ交付金を交付した。 ①基本交付金 ・漁業の再生に関する話し合い ・漁場の生産力向上に関する取組 ・漁業の再生に関する実践的な取組 ②新規就業者に対する漁船リース ③特定有人国境離島地域における雇用創出活動への支援	【活動指標】	10	10	100%	●事業の成果 ・各集落において、漁場の生産力向上に関する取組(種苗放流や藻場対策等)、漁業の再生にかかわる取組(販路拡大等)及び新規就業者に対する漁船・漁具のリースを実施し、担い手確保など離島漁業の維持・再生を図った。 また、特定有人国境離島地域の漁業集落において、71件の支援を行い、104人の雇用を創出した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・離島の漁業集落の維持・活性化、新規就業者の定着と雇用創出に寄与した。
				992,608	278,988	11,685		実施市町数(市町)	10	10	100%	
				1,040,754	294,283	11,522		10				
						【成果指標】		42	43	102%		
			H17-			51		51	100%			
漁政課	—	—	—	新規就業者への漁船・漁具等のリース取組累計人数(人)	53							

取組項目 iii	○	5	中山間地域等直接支払費	1,039,197	372,398	7,824	中山間地域等において農業生産活動を継続的に行うため、耕作放棄地の発生防止や県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を図る取組に対する支援を行った。	【活動指標】	12	13	108%	●事業の成果 ・中山間地域等の条件不利地において、平地との生産費などのコスト差を支援することで、農業生産活動の維持につながった。 (中山間地域等直接支払取組面積) R2: 9,274ha → R3: 9,334ha ●事業群の目標達成への寄与 中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等のコスト差を支援することで、農業生産活動の維持に寄与した。	
				1,058,451	375,934	7,790			説明会の開催(回)	12	12		100%
				1,132,331	401,960	7,681			12				
			農地の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条			【成果指標】		10,744	9,274	86%			
			H27-	○	—			—	10,250	9,334	91%		
	農山村振興課	○	—	—	集落協定に基づき農業生産活動を行う農業者等	10,356							
	○	6	多面的機能支払事業	744,562	238,752	26,602	地域共同で行う農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る活動や地域が有する水路、農道等の共同施設の補修や長寿命化のための施設更新することにより地域資源の質的向上を図る活動に対し支援を行った。	【活動指標】	8	8	100%	●事業の成果 ・農地・農業用施設等の保管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与した。 (多面的機能支払取組面積) R2: 15,539ha → R3: 15,543ha ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・本事業への取組推進により、地域による水路やため池などの保管理活動の活性化に寄与した。	
				696,771	224,117	26,486			説明会の開催(回)	8	8		100%
				802,115	255,268	26,115			8				
			農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第5条			【成果指標】		16,562	15,539	93%			
			H27-	○	—			—	17,464	15,543	89%		
	農山村振興課	○	—	—	活動計画書に基づき地域の共同活動を行う農業者等	17,767							
	○	7	中山間ふるさと活性化基金	2,583	0	3,130	農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民の共同活動(地域住民活動)や、この活動を推進する人材の育成、都市住民も含めた保全活動などの支援を行った。	【活動指標】	9	9	100%	●事業の成果 ・地域住民による棚田保全等のための共同活動(地域住民活動)等への支援や活動の中心となる人材育成により、農山村の持つ多面的機能の維持・発揮に寄与した。	
				855	0	3,116			指導員への啓蒙・普及活動(回数)	9	8		88%
				2,300	0	3,072			9				
			中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領			【成果指標】		21	20	95%			
			—	—	—			21	20	95%			
	農山村振興課	—	—	—	長崎県ふるさと水と土指導員(人)	21							
	○	8	ながさき森林環境保全事業(環境保全林緊急整備)	65,105	0	21,672	市町、集落と連携し、荒廃した里山林等の整備による身近で親しみやすい里山づくりを実施した。	【活動指標】	1,350	705	52%	●事業の成果 ・木材需要の高まりにより、搬出間伐(原料調達)が優先され、未整備森林の整備(管理目的の伐採のみ)が減少したことから目標は達成できなかったが、未整備森林を解消することで、森林の持つ多面的機能を効果的に発揮することができた。	
				149,641	0	21,578			未整備森林の整備面積(ha)	1,350	645		47%
193,066				0	21,276	1,350							
ながさき森林環境基金条例			【成果指標】	66	58	87%							
H19-R8				—	—	—		73	61	83%			
林政課	—	—	—	未整備森林の整備率(%)	80								
○	9	保安林等整備管理費	7,256	7,256	18,062	森林が有する水資源のかん養機能や山地災害の防止機能など、公益的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、公益上重要な森林を「保安林」に指定し、森林の適正な管理を行った。	【活動指標】	241	88	36%	●事業の成果 ・前年度の積み残し分を含め山地災害危険地区(治山事業予定地区)を優先して指定を行った結果、指定面積が増加し森林所有者の安心安全につながった。 ・今年度は26箇所388haを指定することができ、ほぼ計画どおりの成果を達成できた。		
			6,052	5,608	17,917			年間保安林指定面積(ha)	241	388		160%	
			7,017	6,382	17,666			241					
		森林法第25条			【成果指標】		50,850	50,694	99%				
		—	—	—			50,935	51,082	100%				
林政課	○	—	—	保安林指定面積(ha)	51,323								
○	10	県営林事業費	242,054	0	44,597	県営林5,529haについて、第13次経営計画(H31-R5)に基づき、森林の健全な成長と保全に重点を置いた森林整備を実施した。	【活動指標】	350	282	80%	●事業の成果 ・森林整備面積は入札不調が多く発生したことにより目標の68%となったが、haあたりの材積量が多い森林が整備対象に多く含まれたことから、木材売払量は目標の96%と一定維持できた。		
			257,902	0	44,763			森林整備面積(ha)	350	239		68%	
			363,765	0	43,781			350					
		長崎県行造林規則			【成果指標】		12,483	13,128	105%				
		S34-	—	—			—	12,483	12,030	96%			
林政課	—	—	—	木材売払量(m ³)	12,483								

取組項目 iii	11	森林環境譲与税事業費 (市町支援)	2,992	2,922	6,650	地域林政アドバイザーの活動による新たな森林管理システム(経営管理が行えない森林について市町が仲介役となり森林整備を行う仕組み)の取組みが9地域で行われ、林地の集約が61ヘクタール図られた。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・県で実施した地域林政アドバイザー育成研修会により登録者は34名となっている。令和3年度は他県を含む活用事例等の情報共有を行った。 ・9地域(市町)で、地域林政アドバイザーの活用の結果、新たな森林管理システムによる林地の集約が61ヘクタール図られ、農山村の持つ多面的機能の維持・発揮に寄与した。	
			5,049	0	7,790		R2.3:市町及び地域林政アドバイザーへの説明会(回)	1	1	100%		
			9,500	0	9,217		R4-:クラウド型森林GISを活用した森林経営管理システムサポートセンターの設置(箇所)	1				
			森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第1条 森林経営管理法第49条				【成果指標】	4	9	225%		
		R元-				R2.3:地域林政アドバイザーの活用地域延べ数(地域)	9	9	100%			
	林政課	○	○	—	県内の市町	R4-:新たな森林管理システム集積計画策定市町数(市町累計)	11					
取組項目 iv	○	鳥獣害に強い地域づくり 推進事業費	669,035	32,521	31,296	「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策(以下、「3対策」)を地域ぐるみで進めるため、市町が取り組む事業への補助を行なうとともに、イノシシ被害の大きな地区や被害防止対策が不十分な地区において、集落環境点検をもとにした総合的な被害防止対策の取組を支援した。 また、鳥獣の被害情報、防護柵の対策情報をマップ上に表示することで、市町による戦略的な3対策を企画・実践できる体制の構築や、捕獲者や市町職員の仕事負担軽減に活用できる捕獲情報システムの実証に、20市町で取り組んだ。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・重点指導地区において、防護柵の設置や捕獲体制が整備されるなど、地域ぐるみでの対策実施につながった。県内の農作物被害額はピーク時の被害に比べて4割以下に減少している。 ・捕獲情報システムの導入に向けた研修会等を行い、20市町で実証を行った結果、事務負担軽減等の効果が確認された。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本事業を活用した鳥獣害防止対策により、生産活動が継続され、農山村地域の環境整備に貢献した。	
			830,664	10,378	31,160		情報活用による被害対策の研修会(回)	3	3	100%		
			1,232,937	17,790	28,036			3				
			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第2条の2第2項				【成果指標】	2	2	100%		
		R2-4				マップ化システム活用市町数(市町)	10	20	200%			
		農山村振興課	○	—	—	市町、鳥獣対策協議会等	21					
		13	鳥獣保護費	1,323	1,323	2,974	野生鳥獣の適正管理を目的として、休猟区の設定や休猟区への繁殖用のキジの放鳥を行った。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・休猟区9ヶ所、捕獲禁止区域3ヶ所、特定猟具使用禁止区域84ヶ所の指定により、適切な野生鳥獣の管理が行われている。
				797	797	2,961		放鳥地区選定のための協議(回数)	3	3	100%	
				1,228	1,228	2,919			3			
			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条			【成果指標】	3	3	100%			
—					キジの放鳥地区数(地区)	3	3	100%				
	農山村振興課	○	—	—	休猟区	3						
	14	狩猟取締費	7,689	7,689	6,729	有害鳥獣の捕獲のための狩猟免許所持者の確保や捕獲時の違反、事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を行った。	【活動指標】	6	8	133%	●事業の成果 ・県内各地で狩猟免許試験を実施し、延べ231名が新たに狩猟免許を取得した。	
			7,217	7,217	6,700		狩猟免許試験実施地区数(地区)	6	6	100%		
			7,707	7,707	6,606			6				
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条			【成果指標】	3,000	3,637	121%				
	—				狩猟免許所持者数(人)	3,000	算定中	—				
	農山村振興課	○	—	—	狩猟免許所持者	3,000						

取組項目iv	15	野生鳥獣管理事業費	14,415	2	2,817	イノシシやシカなど生息数が増加し、被害が深刻化している野生鳥獣の管理のため、捕獲技術の向上や生息数の把握を行った。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して、シカの集中的な捕獲に取り組んだ。	【活動指標】	6	2	33%	●事業の成果 ・新規のわな免許取得者や銃猟免許所持者に対する技術向上研修を実施し、安全で適正な捕獲の推進が図られた。シカの個体数推計を4地域について行った結果、継続した個体数管理の必要性が確認された。
			13,130	23	2,805		捕獲技術講習会の開催回数(回)	6	3	50%	
			25,386	52	2,766			6			
		H29-R8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条				【成果指標】	100	73	73%	
		農山村振興課	○	—	—		捕獲従事者、認定鳥獣捕獲等事業者等	捕獲技術講習会の受講者数(人)	100	83	
	16	デジタル鳥獣対策サポート推進事業費				イノシシ等による農作物被害対策の強化に向け、リアルタイムでの捕獲情報の収集を可能とするスマートフォンアプリの実装拡大により、捕獲情報等の一元管理・見える化を推進	【活動指標】				—
			9,513	0	2,689		推進会議等の開催(回)	3			
		(R4補正)R4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第5条 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第2条の2第2項				【成果指標】				
		農山村振興課	—	—	—		市町、捕獲従事者等	捕獲情報システムを導入する団体(市町数)	7		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 本県農山漁村の魅力の発信と関係人口の拡大</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業とマッチングが成立した6集落において、水路の清掃や田植えなどの協働活動を実施した。集落外の人材との協働活動に取り組んだことで、集落の負担軽減につながっており、集落、企業とも取組継続の意向を示している。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業活動が制約を受けていることから、協働活動に対する理解は示す一方で、実践までには至らなかった。 ・地域の持つ魅力の発信や、様々な工夫で課題を解決し地域を活性化するためには、地域で協力して活動していくことが重要である。地域漁業の維持・再生に取り組む漁業地区の中には、漁業体験や釣り堀などの海洋レジャー、地域で獲れた魚を販売するイベントなど、コロナ禍においても工夫しながら取組を実施した地区があり、そのような取組を県内で広く展開し、各漁業地区の活性化に結びつけていく必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県版SDGs登録制度に登録した企業の中で、ボランティアに前向きな企業の情報収集を行い、ボランティアへの参加を推進する。また、これまでに取り組んだ企業のイメージアップにつながるよう成果を取りまとめ、他企業に対する制度の推進に活用する。 ・コロナ禍による観光客の減少など、以前と同様の取組を実施することが難しい面もあるが、海洋レジャーなど環境変化に対応した取組なども含め、引き続き積極的に支援していく。
<p>ii 農山漁村地域への移住・定住対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山村集落における移住者の受入体制を整備する取組を進めたことで、移住者確保の気運が向上し、県内外からの集落への移住者が増加した。しかし、移住部局等との連携が十分ではなく、効率的な移住支援・情報発信ができていない。また、情報発信は集落移住支援サイトのHP掲載が主であり、対象が「農」に関わらず年齢層も幅広いものとなっているため、集落維持に必要な多様な人材を呼び込む効果的な情報発信になっていない。 ・漁村地域に移住・定住対策を推進するうえでは、地域資源を十分に活用した漁村の魅力向上などの取組のほか、新規漁業就業者が着業しやすい環境整備や漁業・海業への取組の継続による漁村地域の持続的な発展が必要。地域漁業の再生に取り組む80地区の活動を令和3年度も維持することができたが、コロナ禍により取組内容を見直すなど、これまで通りの実施が難しい状況がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山村への移住を促進するため、情報発信のターゲットを絞り、移住者に届くような内容で継続した発信を行っていく。また、持続的な集落づくりのためには、多様な担い手確保が必要であることから、「主業農家」だけでなく、様々な角度から「農」に関わる人材も視野に入れ、他部局と連携した情報発信により移住の道筋を示しながら、集落維持に必要な人材の移住・定住を支援していく。 ・漁業の再生に係る実践的な取組や新規漁業就業者への漁船等のリース、起業や事業規模拡大への支援について、これまでの方法を見直すなど、ウィズコロナ時代の取組方法について意見交換しながら、よりよい方法を検討していく。

<p>iii 農山漁村の持つ多面的機能の維持</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金の取組により、集落の継続的な農業生産活動等の実施を働きかけたが、高齢化や担い手不足等により、取組面積が減少傾向にある。 ・多面的機能支払交付金事業の取組は、農地・農業用施設等の保安全管理や長寿化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与しているが、事務手続きの煩雑さ等や構成員の高齢化により5年毎の計画更新時に取組面積が減少している。 ・中山間ふるさと活性化基金の取組は、中山間農業地域の住民活動である棚田まつりの支援等を通じ、集落の活性化に寄与しているものの、今後は交流活動だけでなく、農山村集落が抱える課題の解決に直接つながる取組を実施するなど、活動の充実を図る必要がある。 <p>・令和3年度までに約5万2千ヘクタールの未整備森林が解消されている一方で、手入れ不足の森林も多く存在しており、限られた人員の中で、より多くの未整備森林を解消するには、森林整備の作業効率を上げる必要がある。特に、防災機能上重要な森林においては保安林指定を進めているが、指定による制約も発生することから森林所有者の同意を得難い状況となっている。このことから、地域に密接し精通している市町と連携・強化しながら進める必要があるが、市町には林業専門の職員がほとんどいない。</p> <p>・漁業や漁村は魚介類を供給する役割だけでなく、自然環境の保全や国民の生命・財産の保全等、様々な役割があり、漁村の人口減少や高齢化が進めば、これら多くの機能の発揮に支障が生ずることが懸念される。漁業者の活動が持続的に行われ、漁村の活性化を図ることが必要であるが、種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備等の取組は既に定着しており、地域漁業の維持・再生に取り組む80地区の多くで複数の取組が実施されており、今後も取組の維持をはかることが必要。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金は、担い手不足や事務負担軽減のための組織の合併や広域化を推進し、事務の集約化を推進する。また、未取組や継続を断念した集落に対し、新規の取組を推進する。 ・多面的機能支払交付金は、担い手不足及び高齢化による活動継続の断念を回避するため、組織の合併・再編及び事務の集約化を推進する。 ・中山間ふるさと活性化基金については、外部人材等を活用した農地等地域資源の保安全管理など、集落の維持・活性化につながる取組を推進する。 <p>・森林整備の作業効率を上げるため、高性能林業機械の使用や機械の能力を十分に発揮させるために必要な路網整備に対し支援する。また、治山施工地の計画と地域森林計画と整合を図りながら市町と連携し、計画的に保安林を指定する。また、地域林政アドバイザーと市町とのマッチングを進める。さらに、新たな森林管理システムについての市町相談窓口を設置し、市町の業務支援の充実・強化を図る。</p> <p>・種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備等、漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組についても、高齢化や構成員数の減少に対応した取組の方法の工夫や見直しが必要となっているため、引き続き、国や市町と連携して支援していく。</p>
<p>iv 農山漁村地域における安全・安心で快適な地域づくり</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、被害の6割を占めるイノシシを中心に、「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策の実践を推進してきた結果、農作物被害額はピーク時だった平成16年度の822百万円から減少しており、令和2年度は295百万円となっている。しかしながら、3対策の担い手の高齢化、減少等が懸念される中、効果的・効率的な3対策の推進による、さらなる被害額の低減が必要である。 ・ニホンジカについては市町による有害鳥獣捕獲に加えて、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した集中的な捕獲を進めているところであるが、対馬、五島列島は依然として生息密度が高く、農業被害のほか、森林の下層植生の食害等による生態系被害も問題となっている。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで行う防護柵の設置等の3対策への支援を継続するとともに、「デジタル鳥獣対策サポート推進事業」の成果も踏まえ、鳥獣の捕獲情報、防護柵の情報等を一元化してマップ上に表示する捕獲情報システムを活用した、効率的・効果的な対策を推進するとともに、農作物を加害するイノシシの特定・捕獲など新技術の活用により、さらなる被害低減に取り組む。 ・ニホンジカについては、餌誘引による捕獲やICTを活用した効果的捕獲技術の研修を行うことで、捕獲従事者等の技術向上を図るとともに、集中的な捕獲の実施により、捕獲圧を高めていく。

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容		令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名	※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			事業期間 所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	ながさき森林環境保全事業(県民参加の森林づくり) H19-R8 林政課	これまでふるさとの森林づくり事業の間接補助で実施していた事業を、県民参加の森林づくり事業で実施できるように見直し、地域団体等が取り組みやすい制度とした。	⑥	フォレストマスター制度の活用を広く推進することにより木育事業のフィールド学習実施校を増やし、多くの県民が参加できる森林づくり活動や森林教育を支援する。 ※フォレストマスター制度…県が指導者として認定した森林・林業に関する知識・経験を持った方と、指導者の派遣を希望する森林・林業等体験活動を行う団体とをマッチングする制度。	改善
		2	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業 R2-6 農山村振興課	ボランティアに取り組む企業の募集拡大に向けて、集落との協働活動の取組状況等の情報発信や、企業と集落の継続的なシステム構築に向けた支援を行う。		②	

取組項目 ii	3	農山村地域力向上支援事業(移住・定住)	全国移住専門誌およびWebを活用した重点的な広告展開により、本県の農山村での移住体験について周知し、夏休みを利用した体験参加者を呼び込む。R3年度に作成した長崎県の農山村への移住紹介動画を移住相談会やSNS等を活用して幅広い周知を図り、お試し移住や移住への行動を喚起するなど情報発信の強化を進める。	②⑧	令和4年度終了ではあるが、農山村地域への移住をさらに促進するため、農業に興味のある移住希望者をターゲットとした、情報発信の強化、受入体制の強化を図る。また、関係課、移住部局との連携をさらに強化し、効果的な取組を進める新たな事業の検討を行う。	終了
		R2-4				
		農山村振興課				
取組項目 i ii iii	4	離島漁業再生支援費	特定有人国境離島漁村支援交付金については、事業期間が令和8年度まで延長されたことから、引き続き国や市町と連携しながら、これまでの成果や課題をふまえ、雇用の創出につながる支援を検討していく。また、観光部局とも連携し、さらなる海業の振興を図るなど、漁村の活性化に効果的な取組を積極的に進めていく。	⑤⑧	市町が策定した離島漁業集落活動促進計画(令和2年度～令和6年度)に沿って、より高い事業効果が得られるよう、国や市町など関係機関と協力して漁業集落に対する支援指導を行っていくとともに、特定有人国境離島漁村支援交付金においては、より効果的な雇用創出に結びつく活用を図ることができるよう、引き続き支援方法等を検討していく。また、引き続き観光部局と連携し、海業の振興を図っていく。	改善
		H17- 漁政課				
取組項目 iii	5	中山間地域等直接支払費	中山間地域等直接支払制度においては、市町と連携し、取組継続・拡大に向けた提案や働きかけを行う。さらに、取組面積の拡大として、多面的機能支払交付金事業にのみ取り組んでいる組織に対して、新規取組が図られるよう推進する。また、多面的機能支払交付金事業と連携した広域化や新たな加算措置等の活用を推進する。	④⑤⑧	人口減少と高齢化により、集落内の共同活動の維持が困難となりつつある集落もあることから、加算措置を活用することで、集落外の参加者を集落へ呼び込み、共同活動の維持を図る。組織単独での存続が危ぶまれる組織については、近隣集落との合併を推進する。また、多面的機能支払交付金事業にのみ取り組んでいる組織については、第6期対策(令和7年度から予定)に向け、組織の洗い出しや推進方法について市町と連携し検討を行う。	改善
		H27- 農山村振興課				
	6	多面的機能支払事業	多面的機能支払交付金の取組断念の主要原因は、事務の煩雑化及び事務担当の高齢化等に伴う担い手不足であることから、事務の担い手確保を目的とした活動組織の合併及び広域化を推進するとともに、単独では取組困難であった集落を組織に参画促進することで、取組面積の拡大を推進していく。	②⑤	今まではその地域に在住する農業者や住民のみの活動に限定されていたが、農的関係人口の拡大として、その地域に由来のある人々を呼び込み活動に参加が可能となったことから、この活動を推進し多様な人材の確保を目指していく。	改善
		H27- 農山村振興課				
	7	中山間ふるさと活性化基金	市町に対して事業内容や指導員の役割を十分に説明することで指導員の掘り起こしを推進する。	②⑤	指導員に対する研修会を実施し、活動事例の紹介や情報交換等を実施し、指導員の資質向上、指導能力向上につなげていく。	改善
		— 農山村振興課				
	8	ながさき森林環境保全事業(環境保全林緊急整備)	荒廃した里山林等の整備について、花木を含む植栽や遊歩道の開設や鳥獣被害防止対策等ができるように拡充し、より身近で親しみやすい里山づくりを実施する。	②	未整備森林を解消し、森林の持つ多面的機能を効果的に発揮させるため、森林所有者等に対する説明や地元調整を行いながら、令和4年度に拡充した事業等を引き続き実施する。	改善
		H19-R8 林政課				
	9	保安林等整備管理費	各振興局単位で、地元への事業説明会の開催時に、保安林指定説明会を開催する。	⑤	引き続き、水源かん養機能や山地災害防止機能等が高い森林を保全し、その維持・機能の発揮を図るため、保安林指定と併せて森林整備の推進を図る。	改善
		— 林政課				
10	県営林事業費	年間実施計画を公表し、事業者が受注しやすいよう早期発注を行うなどの改善を行う。	②	事業者が受注しやすくなるよう、公表する年間実施計画について時期及び作業箇所どおり確実に発注するとともに、設計・積算の内容が他の機関と比べて不利になっていないか精査する。	改善	
	S34- 林政課					

取組 項目 iv	○	12	鳥獣害に強い地域づくり 推進事業費 R2-4 農山村振興課	「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策をより効率的に進めるため、 鳥獣の被害情報、防護柵の対策情報を一元化・見える化する捕 獲情報システムの活用等により、各地域での戦略的な対策を強化 する。	②	令和4年度に終了予定だが、野生鳥獣による被害は依然深刻なため、引き続き、「防 護」「棲み分け」「捕獲」の3対策を総合的に進める必要がある。さらに、「デジタル鳥獣 対策サポート推進事業」の成果も踏まえ、鳥獣の捕獲情報、防護柵の情報等を一元 化・見える化した捕獲情報システムの活用等により、各地域での戦略的な対策を進め るとともに、さらなる被害額の低減に向け、農作物を加害するイノシシの特定・捕獲な ど新技術の実証事業を新たな事業の中で検討する。	終了				
		13	鳥獣保護費 — 農山村振興課					—	⑨	令和5年度においても、引き続き第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、休猟区を 設定し、制札の設置や既存休猟区の制札の維持管理など、休猟区の適切な管理を実 施する。また、休猟区にける繁殖用のキジの放鳥を実施する。	現状維持
			14								
	15	野生鳥獣管理事業費 H29-R8 農山村振興課	ニホンジカの生息密度についてのモニタリング調査や、第二種 特定鳥獣管理計画に掲げる生息密度の削減目標を達成するため のより効率的な捕獲方法の実証・普及等を継続して実施する。 また、捕獲機会の拡大に向け、他地域からの捕獲従事者を呼び 込む等の取組を行う。	⑤⑥	引き続き、ニホンジカの生息密度についてのモニタリング調査を実施する。 また、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、特にニホンジ カについては第二種特定鳥獣管理計画に掲げる生息密度の削減目標を達成するた めに、より効率的な捕獲方法を実証・普及する。 さらに、地元の捕獲体制の整備や捕獲技術の向上など、市町や地域住民と一体と なって進めていく。	改善					
		16					デジタル鳥獣対策サ ポート推進事業費 (R4補正)R4 農山村振興課	R4補正	①	—	終了

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業など
で県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制
度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点